# ANA マイレージクラブ Financial Pass 会員特約

### 第1条(定義)

「ANA マイレージクラブ Financial Pass Visa デビットカード」ならびに「ANA マイレージクラブ Financial Pass カード」(以下「カード」という。) は、全日本空輸株式会社(以下「ANA」という。) とスルガ銀行株式会社(以下「スルガ銀行」という。)が提携して発行するものです。

# 第2条 (カード機能・サービス)

カードには原則として以下の機能、サービスが付帯します。なお、カードの申込書は取引申込書を兼ねます。

- (1) ANA マイレージクラブカード機能
- (2) スルガ銀行 ANA 支店キャッシュカード機能
- (3) Visa デビット機能
- (4) SMART BANK サービス機能 (カードローン機能)

ただし、お申込み時または更新時に(3)Visa デビット機能が付帯したカードを発行しないとスルガ銀行が判断した会員、または電子マネー<楽天 Edy> (以下「Edy」という。)機能を希望する会員については、(3) Visa デビット機能の代わりに、(5) Edy 機能が付帯したカードを発行します。

(3) の機能、サービス が付帯したカードを「ANA マイレージクラブ Financial Pass Visa デビットカード」といい、(5) の機能、サービスが付帯したカードを「ANA マイレージクラブ Financial Pass カード」といいます。

ANA マイレージクラブに関するサービス・特典機能部分は、ANA が提供するサービスであり、その利用の際には ANA が別途定める「ANA マイレージクラブ会員規約」(以下「AMC 会員規約」という。) ならびに本「ANA マイレージクラブ Financial Pass 会員特約」(以下「本特約規定」という。) の全文が適用されます。また会員は、ANA ならびに ANA のグループ・関係会社が提供するサービスを受ける場合、ANA 所定の方式により利用することとします。

ANA が提供する ANA マイレージクラブに関するサービス、特典などを除いた、スルガ銀行 ANA 支店キャッシュカード機能(デビット機能およびカードローン機能を含む)部分は、スルガ銀行が提供するサービスであり、その利用にはスルガ銀行が別途定める「ANA 支店取引規定」、「SMART BANK 取引規定」および「Visa デビット取引規定」が適用され、ANA はそのサービスに関する責任を負いません。

ANA が提供する ANA マイレージクラブに関するサービス、特典およびスルガ銀行 ANA 支店キャッシュカード機能部分を除いた、Edy 機能部分は、楽天 Edy 株式会社が提供するサービスであり、その利用には楽天 Edy 株式会社が別途定める「楽天 Edy サービス利用約款」が適用され、ANA お

よびスルガ銀行はそのサービスに関する責任を負いません。

## 第3条(会員)

AMC 会員規約・本特約規定、ANA 支店取引規定、SMART BANK 取引規定、Visa デビット取引規定および楽天 Edy サービス利用約款を承認のうえ入会を申込み、ANA およびスルガ銀行(以下「両社」という。)が認めた個人を会員(以下「会員」という。)とし、スルガ銀行がカードを貸与します。

## 第4条(会員個人情報の保護と、その利用および交換)

会員は、両社においてカード運営の業務上必要な範囲で、会員に関する情報の提供または交換が なされることを承認します。

両社はこれにより知り得た会員の情報について、会員のプライバシーの保護に十分注意を払うこととします。

## 第5条 (会員資格の喪失)

会員が、ANA 会員資格の取消事由またはスルガ銀行の定める解約事由のいずれかもしくは両方に該当したときは、本特約規定による会員資格を喪失することとします。なお、会員資格喪失後の取引は次のとおり取扱います。

#### AMC 会員規約に定める AMC 会員資格喪失におけるスルガ銀行との取引

スルガ銀行が認めた場合に限り、銀行取引をご利用いただけます。ただし、スルガ銀行 ANA 支店における固有の特典、サービスは一切利用、または享受する権利を失います。

#### ANA 支店取引規定に定める解約事由における ANA との取引

ANA が認めた場合に限り、ANA 所定の手続きにより ANA マイレージクラブ会員としての資格を継続することができます。

#### 第6条(規定の準用)

本特約規定に定めのない事項については、ANA における AMC 会員規約ならびにスルガ銀行が定める ANA 支店取引規定およびその他各取引規定により取扱います。なお、本特約規定と上記各規定においては、本特約規定が優先されます。

以上 2016年4月